

3 所得から差し引かれる金額に関する事項 ※各控除額については裏面を参照してください。

<b>⑬社会保険料控除</b>	あなたが令和3年中に支払った国民年金保険料、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料等の社会保険料、または、あなたの給与や年金から令和3年中に差し引かれた社会保険料がある場合にはその金額を記入してください。 ※ <b>証明書、領収書や納付確認書等が必要</b> です。							
<b>⑭小規模企業共済等掛金控除</b>	小規模企業共済(旧第2種共済契約を除く。)制度や心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を、あなたが令和3年中に支払った場合にはその金額を記入してください。 ※ <b>証明書が必要</b> です。							
<b>⑮生命保険料控除</b>	あなたやあなたの配偶者その他の親族を受取人とする保険契約で、平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に基づく新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料と、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に基づく旧生命保険料と旧個人年金保険料を、あなたが令和3年中に支払った場合に記入してください。 ※ <b>証明書が必要</b> です。							
<b>⑯地震保険料控除</b>	住宅や家財等の生活資産の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、または、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(満期返戻金等のあるもので、保険期間または共済期間が10年以上の損害保険契約)に係る保険料や掛金(旧長期損害保険料)を、あなたが令和3年中に支払った場合に記入してください。 ※ <b>証明書が必要</b> です。							
<b>⑰寡婦控除</b>	夫と死別、離婚後に婚姻していない、または、夫が生死不明な場合で、扶養親族があり、令和3年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ・あなたが該当する箇所の□欄にレ点を記入してください。							
<b>⑱ひとり親控除</b>	婚姻していない、または、配偶者が生死不明な場合で、令和3年中の総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子があり、令和3年中の合計所得金額が500万円以下の場合							
<b>⑲勤労学生控除</b>	あなたが勤労学生で、令和3年中の合計所得金額が75万円以下で、かつ、そのうち勤労によらない所得が10万円以下の場合に□欄にレ点を記入し、併せて学校名も記入してください。 ※ <b>証明書が必要</b> です。							
<b>⑳障害者控除</b> ※個人番号も記載	あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族で心身に障害のある方がいる場合に記入してください。 ※ <b>障害者手帳等の提示が必要</b> です。							
<b>㉑配偶者控除</b> ※個人番号も記載	あなたの令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたと生計を一にする配偶者(事業専従者や内縁の方は含みません)で、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合に記入してください。 ・別居の場合は、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。 ・合計所得金額が1,000万円を超える場合は、□欄にレ点を記入してください。							
<b>㉒配偶者特別控除</b> ※個人番号も記載	あなたの令和3年中の合計所得金額が1,000万円以下で、かつ、あなたの配偶者の令和3年中の合計所得金額が48万円超133万円以下である場合に記入してください。							
<b>㉓扶養控除</b> ※個人番号も記載	あなたと生計を一にする満16歳以上の扶養親族(年の途中で死亡した場合も含まれます。)で、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合に記入してください。※控除対象とはなりません。市、県、市民税の算定に必要になりますので記入してください。 ・同居の場合は、□欄にレ点を記入してください。 ・別居の場合は、□欄にレ点を記入し、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。							
<b>16歳未満の扶養親族(控除対象外)</b> ※個人番号も記載	あなたと生計を一にする16歳未満の扶養親族(年の途中で死亡、及び出生した場合も含まれます。)で、令和3年中の合計所得金額が48万円以下の方がいる場合に記入してください。※控除対象とはなりません。市、県、市民税の算定に必要になりますので記入してください。 ・同居の場合は、□欄にレ点を記入してください。 ・別居の場合は、□欄にレ点を記入し、申告書裏面の「13 別居の扶養親族等に関する事項」の欄へも記入してください。							
<b>㉔雑損控除</b>	災害等により住宅や家財等に損害を受けた場合の損失額の所得金額からの控除額は次の算式で計算されます。 ※ <b>証明書が必要</b> です。							
<table border="1"> <tr> <td>令和3年中の損失金額</td> <td>-</td> <td>保険金等で補てんされる金額</td> <td>-</td> <td>総所得金額等×10%</td> <td>=</td> <td>控除額</td> </tr> </table>		令和3年中の損失金額	-	保険金等で補てんされる金額	-	総所得金額等×10%	=	控除額
令和3年中の損失金額	-	保険金等で補てんされる金額	-	総所得金額等×10%	=	控除額		
<b>㉕医療費控除</b>	次のいずれかの控除の適用となります。							
<b>医療費控除</b>	あなたやあなたと生計を一にする配偶者やその他の親族の医療費等を、あなたが令和3年中に支払った場合の所得金額から一定の算式のもと控除できます。							
<table border="1"> <tr> <td>令和3年中に支払った医療費の金額</td> <td>-</td> <td>保険金等で補てんされる金額</td> <td>-</td> <td>10万円か、総所得金額等の5%とのいずれか少ない金額</td> <td>=</td> <td>控除額(最高200万円)</td> </tr> </table> <p>※控除の明細書の添付が必要です。</p>		令和3年中に支払った医療費の金額	-	保険金等で補てんされる金額	-	10万円か、総所得金額等の5%とのいずれか少ない金額	=	控除額(最高200万円)
令和3年中に支払った医療費の金額	-	保険金等で補てんされる金額	-	10万円か、総所得金額等の5%とのいずれか少ない金額	=	控除額(最高200万円)		
<b>医療費控除の特例(スイッチOTC)</b>	適切な健康管理のもとで医療用医薬品からの代替を進める観点から、健康の維持増進及び疾病の予防の取組を行う個人が、いわゆるスイッチOTC薬の購入費用を、令和3年中に12,000円を超えて支払った場合に、所得金額から控除できます。							
<table border="1"> <tr> <td>令和3年中に購入したスイッチOTC薬の金額</td> <td>-</td> <td>保険金等で補てんされる金額</td> <td>-</td> <td>12,000円</td> <td>=</td> <td>控除額(最高88,000円)</td> </tr> </table> <p>※控除の明細書の添付が必要です。</p>		令和3年中に購入したスイッチOTC薬の金額	-	保険金等で補てんされる金額	-	12,000円	=	控除額(最高88,000円)
令和3年中に購入したスイッチOTC薬の金額	-	保険金等で補てんされる金額	-	12,000円	=	控除額(最高88,000円)		

申告書の書き方(記載例)

※マイナンバー制度の導入により、申告書を提出される方ならびに控除対象配偶者や控除対象扶養親族の方などの個人番号(マイナンバー)の記載が必要となります。

必ず、住所・氏名・電話番号・個人番号を記入してください。

令和4年度分 市県民税申告書

整理番号: \_\_\_\_\_

愛西市長 愛西市稲葉町米野308番地 業種又は職業: 会社員

1月1日現在の住所: 同上 電話番号: 0567-26-8111

提出年月日: 令和4年3月2日 フリガナ: アイサイ タロウ 生年月日: 明大平 25.5.5 世帯主の氏名: 愛西 太郎 世帯主の続柄: 本人

氏名: 愛西 太郎 個人番号: \_\_\_\_\_

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

社会保険料控除	国民健康保険税	230,000円
	介護保険料	46,000円
合計		276,000円
新生命保険料の計	旧生命保険料の計	12,000円
新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	100,000円
介護医療保険料の計		70,000円
地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	30,000円
20 障害者控除	17 寡婦控除	18 ひとり親控除
21 配偶者控除	22 配偶者特別控除	23 扶養控除
24 雑損控除	25 医療費控除	26 雑損控除
27 医療費控除	28 雑損控除	29 医療費控除

1 収入金額等

事業	営業等	ア	1,079,789円
	農業	イ	87,200円
	不動産	ウ	60,000円
配当	利子	エ	
給与	公的年金等	カ	2,400,000円
雑業	その他	ケ	1,235,150円
総合課税	短期	コ	
一時	長期	サ	
事業	営業等	①	48,052円
	農業	②	72,100円
	不動産	③	44,100円
配当	利子	④	
給与	公的年金等	⑦	135,150円
雑業	その他	⑧	
合計		⑩	135,150円
総合課税	一時	⑪	
合計		⑫	1,899,402円
社会保険料控除		⑬	276,000円
小規模企業共済等掛金控除		⑭	
生命保険料控除		⑮	70,000円
地震保険料控除		⑯	25,000円
寡婦、ひとり親控除		⑰	
勤労学生、障害者控除		⑱	260,000円
配偶者(特別)控除		㉑	330,000円
扶養控除		㉓	900,000円
基礎控除		㉔	430,000円
⑬から㉔までの計		㉕	2,291,000円
雑損控除		㉖	
医療費控除		㉗	155,030円
合計		㉘	2,446,030円
5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和4年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外の市町村民税・道府県民税の納税方法			
□給与から差引き(特別徴収)			
□自分で納付(普通徴収)			

16歳未満の扶養親族

氏名	アイサイ タイチ	生年月日	明大平 22-11-7	同居・別居の区分	同居	続柄	父子
氏名	愛西 太一	生年月日	平令 . . .	同居・別居の区分	別居	続柄	
氏名		生年月日		同居・別居の区分	別居	続柄	
氏名		生年月日		同居・別居の区分	別居	続柄	

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「13」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。

26 雑損控除

損害の種類	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
雑損控除	損害金額	保険金などで補填される金額	差し引かれる損失額

27 医療費控除

支払った医療費	285,000円	保険金などで補填される金額	55,000円
---------	----------	---------------	---------

特記事項

4 所得から差し引かれる金額について各控除金額については裏面を参照してください。

給与所得及び公的年金等に係る所得以外の所得のある場合は、どちらかの□欄にレ点を記入してください。

1 収入金額等、2 所得金額

<b>営業等</b>	卸売業、小売業、飲食店業、製造業、サービス業等の営業から生ずる所得外交員、大工、日雇、漁業等の事業から生ずる所得です。	<b>収入金額(ア・イ・ウ)ー必要経費=所得金額(①・②・③)</b> ※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」へも記入してください。 ※生計を一にする配偶者や親族で事業専従者がいる場合は、申告書裏面の「11 事業専従者に関する事項」へ記入してください。 なお、白色申告の場合は、その事業専従者一人につき、次のア・イのいずれか少ない方の金額を記入してください。 ア: 50万円(配偶者の場合は86万円) イ: 事業専従者控除額を差引く前の所得金額÷(事業専従者の数+1)
<b>農業</b>	農産物の生産、果樹栽培、家畜の飼育等から生ずる所得です。	
<b>不動産</b>	貸家、貸事務所、貸室、アパート、貸地、借地権設定等から生ずる所得です。	<b>収入金額(エ) = 所得金額(④)</b>
<b>利子</b>	預貯金や公社債の利子、貸付信託の分配金等の所得です。 ※源泉分離課税されているものは申告不要です。	
<b>配当</b>	株式配当、出資配当、投信分配、剰余金分配等の所得です。	<b>収入金額(オ)ー負債の利子=所得金額(⑤)</b> ※負債の利子がある場合は、申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」へも記入してください。 ※配当割額控除額があった場合は、申告書裏面の14へも記入してください。
<b>給与</b>	俸給、給料、賃金、賞与等の所得です。	<b>収入金額(カ)ー給与所得控除額=所得金額(⑥)</b> (☆別表①参照) ※事業主の発行する源泉徴収票を添付してください。ない場合は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」へ記入してください。
<b>公的年金等</b>	国民年金、厚生年金、企業年金、共済年金等の所得です。	<b>公的年金等の収入金額(キ)ー公的年金等控除額=所得金額(⑦)</b> (☆別表②参照) ※遺族年金、障害者年金等は非課税年金ですので記載しないでください。
<b>雑業務</b>	副業に係る所得のうち営利を目的とした継続的なもの。	<b>収入金額(ク・ケ)ー必要経費=所得金額(⑧)・(⑨)</b> ※申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」へ記入してください。
<b>その他</b>	上記以外のもの。	
<b>計</b>		<b>所得金額(⑦)+所得金額(⑧)+所得金額(⑨)=所得金額(⑩)</b>
<b>総合譲渡</b>	土地建物等以外の資産の譲渡による所得です。 取得してから5年以内に譲渡した場合 取得してから5年を超えて譲渡した場合	<b>(短期)収入金額(コ)ー必要経費ー特別控除=所得金額(⑪)</b> <b>(長期)収入金額(カ)ー必要経費ー特別控除)×1/2=所得金額(⑫)</b>
<b>一時</b>	賞金、懸賞当選金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や満期返戻金等の所得です。	<b>(収入金額(シ)ー必要経費ー特別控除)×1/2=所得金額(⑬)</b>

☆別表① 給与所得金額の計算方法

給与収入の金額	給与所得	給与収入の金額	給与所得
0円～ 550,999円	0円	1,628,000円～ 1,799,999円	A×4×60%+ 100,000円
551,000円～1,618,999円	収入金額-550,000円	1,800,000円～ 3,599,999円	A×4×70%- 80,000円
1,619,000円～1,619,999円	1,069,000円	3,600,000円～ 6,599,999円	A×4×80%- 440,000円
1,620,000円～1,621,999円	1,070,000円	6,600,000円～ 8,499,999円	収入金額×90%-1,100,000円
1,622,000円～1,623,999円	1,072,000円	8,500,000円～	収入金額 -1,950,000円
1,624,000円～1,627,999円	1,074,000円		※Aは、収入金額÷4(千円未満端数切捨て)で算出した金額

☆別表② 公的年金等所得金額の計算方法

受給者の区分	公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得控除		
		～10,000,000円	10,000,001円～20,000,000円	20,000,001円～
年齢65歳以上(昭和32年1月1日以前に生まれた方)	～3,299,999円	収入金額-1,100,000円	収入金額-1,000,000円	収入金額-900,000円
	3,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%-275,000円	収入金額×75%-175,000円	収入金額×75%-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%-685,000円	収入金額×85%-585,000円	収入金額×85%-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%-1,455,000円	収入金額×95%-1,355,000円	収入金額×95%-1,255,000円
年齢65歳未満(昭和32年1月2日以後に生まれた方)	10,000,000円～1,299,999円	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円
	1,300,000円～4,099,999円	収入金額×75%-275,000円	収入金額×75%-175,000円	収入金額×75%-75,000円
	4,100,000円～7,699,999円	収入金額×85%-685,000円	収入金額×85%-585,000円	収入金額×85%-485,000円
	7,700,000円～9,999,999円	収入金額×95%-1,455,000円	収入金額×95%-1,355,000円	収入金額×95%-1,255,000円
10,000,000円～	収入金額-1,955,000円	収入金額-1,855,000円	収入金額-1,755,000円	

※「総所得金額等」…損失の繰越控除後の下の囲枠内の所得金額の合計額です。

※「合計所得金額」…損失の繰越控除前の下の囲枠内の所得金額の合計額です。

総所得金額(申告書㉔の金額)、分離課税分の短期譲渡所得金額(特別控除前)、分離課税分の長期譲渡所得金額(特別控除前)、株式等に係る譲渡所得等の金額、申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額、先物取引に係る雑所得等の金額、山林所得金額、退職所得金額(分離課税分を除く。)



## 4 所得から差し引かれる金額

### ⑮生命保険料控除

旧契約	平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に係る一般の生命保険料及び個人年金保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額	支払った保険料の金額(A)	控除額
			15,000円以下
		15,000円超 40,000円以下	(A)×1/2+7,500円
		40,000円超 70,000円以下	(A)×1/4+17,500円
		70,000円超	35,000円
新契約	平成24年1月1日以後に締結した保険契約等に係る一般の生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料について、それぞれ次の算式により計算した控除額の合計額	支払った保険料の金額(B)	控除額
		12,000円以下	(B)の全額
		12,000円超 32,000円以下	(B)×1/2+6,000円
		32,000円超 56,000円以下	(B)×1/4+14,000円
		56,000円超	28,000円
生命保険料について、旧契約と新契約の双方がある場合、または、個人年金保険料について、旧契約と新契約の双方がある場合		双方それぞれ上記の算式より計算した控除額の合計額(限度額28,000円)、ただし、旧契約のみの保険料で計算した控除額が28,000円を超える場合は、その控除額(限度額35,000円)	
※それぞれの契約種別(新旧一般生命保険料、新旧個人年金保険料、介護医療保険料)において控除額がある場合、その合計した控除額の限度額は70,000円です。			

### ⑯地震保険料控除

①地震保険料	支払った保険料の金額(C)	控除額
		50,000円以下
	50,000円超	25,000円
②旧長期損害保険料(経過措置に係る分)	支払った保険料の金額(D)	控除額
		5,000円以下
	5,000円超15,000円以下	(D)×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
①と②の両方がある場合	①と②の控除額合計が25,000円以下	①と②の控除額合計
	①と②の控除額合計が25,000円超	25,000円

(注)一つの保険契約について地震保険料と旧長期損害保険料の双方に該当する場合は、納税者の選択により、地震保険料または旧長期損害保険料のいずれか一方の控除を受けることになります。

### 【所得控除額一覧表】

⑰寡婦控除	260,000円		
⑱ひとり親控除	300,000円		
⑲勤労学生控除	260,000円		
⑳障害者控除	※障害者控除は、16歳未満の扶養親族の場合でも適用を受けることができます。		
	特別 特別障害者の方 300,000円		
	一般 その他の障害者の方 260,000円		
	同居 同居の特別障害者の方 530,000円		
	・申告者の合計所得金額が10,000,001円以上の方 0円		
㉑配偶者控除	老人	満70歳以上の方(昭和27年1月1日以前に生まれた方) ～ 9,000,000円 380,000円	
	申告者の合計所得金額	9,000,001円～ 9,500,000円 260,000円	
	9,500,001円～10,000,000円 130,000円		
一般	その他の方	～ 9,000,000円 330,000円	
	申告者の合計所得金額	9,000,001円～ 9,500,000円 220,000円	
	9,500,001円～10,000,000円 110,000円		
㉒扶養控除	同居直系尊属の方	同居の直系尊属の方 満70歳以上の方 450,000円	
	老人	その他の方 (昭和27年1月1日以前に生まれた方) 380,000円	
	一般	満23歳～69歳の方 (昭和27年1月2日から平成11年1月1日までの間に生まれた方)	330,000円
		満16歳～18歳の方 (平成15年1月2日から平成18年1月1日までの間に生まれた方)	
特定	満19歳～22歳の方 (平成11年1月2日から平成15年1月1日までの間に生まれた方)	450,000円	
㉓基礎控除	合計所得金額	2,400万円以下	430,000円
		2,400万円超 2,450万円以下	290,000円
		2,450万円超 2,500万円以下	150,000円
		2,500万円超	適用なし

※16歳未満(平成18年1月2日以後生まれ)の扶養親族の方は扶養控除の対象になりません。

### ㉔配偶者特別控除

	申告者の合計所得金額		
	0円～9,000,000円	9,000,001円～9,500,000円	9,500,001円～10,000,000円
配偶者の合計所得金額	控除額		
480,001円～1,000,000円	330,000円	220,000円	110,000円
1,000,001円～1,050,000円	310,000円	210,000円	110,000円
1,050,001円～1,100,000円	260,000円	180,000円	90,000円
1,100,001円～1,150,000円	210,000円	140,000円	70,000円
1,150,001円～1,200,000円	160,000円	110,000円	60,000円
1,200,001円～1,250,000円	110,000円	80,000円	40,000円
1,250,001円～1,300,000円	60,000円	40,000円	20,000円
1,300,001円～1,330,000円	30,000円	20,000円	10,000円
1,330,001円以上	0円	0円	0円

### 申告書の裏面

#### 12 事業税に関する事項

事業を営んでいる方で該当する項目がある場合に必要事項を記入してください。詳細は、西尾張県税事務所の事業税担当者へおたずねください。

#### 15 寄附金に関する事項

あなたの令和3年中の寄附金で控除の対象となる場合には記入してください。※寄附団体からの受領書や証明書等が必要です。

#### 16 所得金額調整控除に関する事項

給与等の収入金額が850万円を超える方で、下記のいずれかに該当する場合は、記入してください。  
・本人が特別障害者に該当する方  
・年齢が23歳未満の扶養親族を有する方  
・特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する方

# 令和4年度分 市民税・県民税申告の手引き

— 愛西市 —

この申告書は、あなたの市民税・県民税額を正しく算出するための基礎となるものです。また、所得証明書、課税(非課税)証明書の発行の際に必要な資料となります。

※この申告の手引きの内容は、税法改正等により変更になる場合があります。

**申告期限は、令和4年3月15日(火) です。**

問い合わせ先

**愛西市役所 総務部 税務課 市民税グループ** ☎496-8555 **愛西市稲葉町米野308番地**  
電話番号 0567-55-7123(ダイヤルイン)

## 申告が必要な方

令和4年1月1日現在、愛西市に居住し、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの所得について、次に該当する方です。

- 給与、公的年金等以外の所得があったが、所得税の確定申告が必要ない方
- 公的年金等の収入金額の合計が400万円以下で、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方
- 給与、公的年金所得のみで所得税の確定申告の必要はないが、控除額(医療費控除や社会保険料控除等)を追加することで、市民税・県民税が減額になる方
- 非課税所得(遺族年金・障害年金等)のみで生活していた方や無収入であった方で、税法上、市内に居住する親族の扶養となっていない方
- 給与所得のみで、「給与支払報告書」が勤務先から愛西市へ提出されていない方  
※収入が無い方でも、申告がないと「所得がない」ことを把握できず、所得証明書等の交付や各種保険料等の算定などに影響がでる場合がありますので、該当の方は申告が必要です。

## 申告の必要のない方

- 税務署に令和3年分の所得税の確定申告書を提出される(された)方
- 令和3年中に給与以外の所得がなく、勤務先から愛西市に給与支払報告書が提出された方(提出されているかどうか不明な方は勤務先の給与担当者に確認してください。)
- 公的年金(源泉徴収税額がない)以外の所得がなく、年金支払者から愛西市に公的年金等支払報告書が提出された方で、各種控除を受けない方

## 所得税の確定申告の手続きが必要な方

所得税が源泉徴収されており(給与所得者、年金所得者等)、所得税額に変更がある方。  
例1:医療費控除、扶養控除の追加等がある場合  
例2:給与所得以外(公的年金等に係る雑所得のある方は公的年金等に係る雑所得以外)に20万円を超える所得がある場合など  
事業所得や不動産所得のある方で、所得税額が生じる場合は確定申告をしていただくことになりますのでご注意ください。

## 申告に必要なものや添付書類

- 個人番号の確認できる書類及び本人確認ができる書類
- 給与所得や年金所得がある方は、その支払者から交付された源泉徴収票(原本)
- 収支内訳書(事業所得や不動産所得がある方は、収入金額、必要経費、所得金額等を収支内訳書に記載してください。)  
※市役所では、収支内訳書の作成はしませんので、申告者ご自身で作成してください。
- 各種領収書または証明書等  
(1)社会保険料控除を受ける方は、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意継続保険料等の納付確認書や領収書、国民年金保険料等の控除証明書  
(2)生命保険料控除・地震保険料控除を受ける方は、控除の対象となる証明書  
(3)医療費控除を受ける方は、医療費控除の明細書  
※セルフメディケーション税制の医療費控除を受けられる方は、健康診断等の取組がわかる書類の添付または提示が必要です。  
(4)障害者控除を受ける方は、身体障害者手帳等や障害者控除対象者認定書  
(5)寄附金控除を受ける方は、寄附団体からの受領書や証明書等  
※控除の対象とならない寄附金もあります。

源泉徴収票や証明書等の書類は、必ず「原本」を添付してください。

## 申告の期限・提出先

**申告期限**  
令和4年3月15日(火)  
※申告書は、市ホームページからダウンロードするか、市役所本庁舎(税務課)及び各支所に設置しております。  
※確定申告期間中(2/16～3/15)は、申告等について相談等がある場合や申告書の未作成の場合は、確定申告会場で順次受付をいたします。  
**提出のみの場合(すべて記載ができていない場合)**  
●郵送の場合  
宛 先: ☎496-8555 愛西市稲葉町米野308番地  
愛西市役所総務部税務課 宛  
●持参の場合(閉庁日・閉庁時間を除く)  
提出先: 愛西市役所総務部税務課及び各支所  
いずれの場合も、住所、氏名、電話番号等の必要事項を記入してください。